

# 令和6年度奈良県職員採用選考試験案内

## <児童自立支援専門員・児童生活支援員・精神保健福祉相談員・用地事務専門員>

令和6年8月15日

奈良県総務部人事課

受付期間	令和6年8月16日(金)～令和6年9月19日(木)
試験日	令和6年9月29日(日)
試験会場	奈良県キャリアサクセスヴィレッジ〔奈良市大安寺1丁目23-2〕又は 奈良県人権センター〔奈良市大安寺1丁目23-1〕
	※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは 奈良県総務部人事課人事係
	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話 0742-27-8349

### 1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
児童自立支援専門員 児童生活支援員	夫婦1組	児童自立支援施設「精華学院」に勤務し、常に児童と起居を共にしながら、児童の自立及び生活支援業務に従事します。(学院内の寮舎に住み込みとなります。)
精神保健福祉相談員	1名程度	保健所、精神保健福祉センターなどに勤務し、精神障害者を対象としたソーシャルワーク及び生活指導等の業務に従事します。
用地事務専門員	2名程度	各土木事務所、幹線街路整備事務所、県土マネジメント部総務課等において、公共用地取得業務に従事します。

### 2. 採用予定日

令和7年4月1日

なお、既卒者(有資格者)は令和7年4月1日より前に採用することがあります。

### 3. 受験資格

○ 次の(1)～(4)の要件をすべて満たす人

#### (1) 年齢等要件

児童自立支援専門員、児童生活支援員：昭和54年4月2日以降に生まれた人

精神保健福祉相談員：平成元年4月2日以降に生まれた人

用地事務専門員：昭和59年4月2日以降に生まれた人

#### (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### (3) 国籍等要件

児童自立支援専門員、児童生活支援員、用地事務専門員：日本国籍を有しない人も受験可能。

但し、在留活動に制限のない在留資格を有すること。

※なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

精神保健福祉相談員：日本国籍を有しない人は受験できません。

#### (4) 資格等要件

・児童自立支援専門員：奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条に規定する児童自立支援専門員の資格要件を満たす人又は令和7年3月末までに資格要件を満たす見込みの人

※児童自立支援専門員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第103条)

一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童福祉施設基準第82条第3号に規定する都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上で

あるもの

- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまで(※)に掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したものの

- (※) 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第102条第1項第4号アからウ
  - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
  - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
  - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

- ・ 児童生活支援員：奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条に規定する児童生活支援員の資格要件を満たす人又は令和7年3月末までに資格要件を満たす見込みの人

※児童生活支援員の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

(奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第104条)

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 3年以上児童自立支援事業に従事した者

**※児童自立支援専門員と児童生活支援員については、夫婦1組での応募となりますが、個人それぞれでの応募が必要になります。応募の際にいずれの職種の要件に該当するか選択してください。**

**夫婦については、事実婚でも可。**

**※要件に関し不明な場合は、総務部人事課人事係にお問合せください。**

- ・ 精神保健福祉相談員：精神保健福祉士資格を有する者（令和7年3月末までに精神保健福祉士資格を取得する見込みの者を含む。）
- ・ 用地事務専門員：都道府県又は国土交通大臣が指定する者が実施する宅地建物取引士試験に合格した者又は国又は地方公共団体で用地業務に通算3年以上従事した実務経験を有する者

**※いずれの職種も資格取得見込みで受験した人が、令和7年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。**

#### 4. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
第一次試験	令和6年9月29日(日) <b>【児童自立支援専門員、児童生活支援員】</b> 受付時間 9時00分～ 専門試験開始 9時50分 専門試験終了 11時20分 論文試験開始 11時40分 論文試験終了 12時40分頃  <b>【精神保健福祉相談員】</b> 受付時間 9時00分～ 教養試験開始 9時50分～ 教養試験終了 11時30分 専門試験開始 12時00分 専門試験終了 13時30分頃  <b>【用地事務専門員】</b> 受付時間 9時00分～ 教養試験開始 9時50分～ 教養試験終了 11時30分 論文試験開始 12時00分 論文試験終了 13時00分頃	奈良県キャリアサクセスヴィレッジ (奈良市大安寺1丁目23-2)  又は  奈良県人権センター (奈良市大安寺1丁目23-1)	令和6年10月11日(金)＜予定＞ 【第一次試験受験者全員に合否通知を】 を郵送します  奈良県人事課のホームページへの掲示も します。
第二次試験	第一次試験合格者に対して、令和6年 10月25日(金)、10月28日(月) 又は10月31日(木)＜予定＞のう ち指定する1日に実施します。	奈良県人権センター (奈良市大安寺1丁目23-1)  又は  奈良県立精華学院 (奈良市高樋町172)	令和6年11月18日(月)＜予定＞ 【第二次試験受験者全員に合否通知を】 郵送します  奈良県人事課のホームページへの掲示も します。

#### 5. 試験等の概要

種	目	配点	内 容
第一次試験	教養試験	<b>【精神保健福祉相談員、用地事務専門員】</b> 100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度 で択一式による試験を行います。50題出題のうち25題は必須解答、 残りの25題から15題の選択解答です。(100分)
	専門試験	<b>【児童自立支援専門員、児童生活支援員】</b> 100点 <b>【精神保健福祉相談員】</b> 150点	職務に必要な専門知識等についての試験を行います。(90分)
	論文試験	<b>【児童自立支援専門員、児童生活支援員】</b> 50点 <b>【用地事務専門員】</b> 150点	職務に必要な専門知識及び構成力・表現力などについての試験を行いま す。(60分)
第二次試験	口述試験	<b>【全職種】</b> 300点	個別面接及び集団討論による試験を行います。 ※児童自立支援専門員及び児童生活支援員は、個別面接のみ

※ 合否決定は、次のとおり行います。

**【児童自立支援専門員、児童生活支援員】**

第一次試験については、専門試験及び論文試験の得点(150点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び第二  
 次試験の合計得点(450点満点)により決定します。

**【精神保健福祉相談員】**

第一次試験については、教養試験及び専門試験の合計得点(250点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び  
 第二次試験の合計得点(550点満点)により決定します。

**【用地事務専門員】**

第一次試験については、教養試験及び論文試験の合計得点(250点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び  
 第二次試験の合計得点(550点満点)により決定します。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び  
 順位が上位であっても不合格となる場合があります。

※ 受験者数等により、集団討論を実施しない場合があります。

## 6. 受験手続

原則としてインターネットにより申し込んでください。

◎申込みができる試験職種は一つに限ります。受付後の変更は認めません。

◎インターネット申込ができない方は、必ず9月13日（金）までに問い合わせてください。

<p>申込方法</p>	<p>① 県人事課のホームページ (<a href="http://www.pref.nara.jp/9063.htm">http://www.pref.nara.jp/9063.htm</a>) の「電子申請」ボックスから電子申請・届出システムに接続してください。</p> <p>② 「電子申請サービスはこちら」をクリックすると手続き申込画面が開きます。登録がまだの方は「利用者登録」をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。（登録したパスワードは必ず控えておいてください。）</p> <p>③ 利用者ID及びパスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。整理番号とパスワードが表示されます。（整理番号とパスワードは申込内容の照会が必要です。）</p> <p>④ 受験申込後、申込完了通知メールが自動送信されます。申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、人事課までお問い合わせください。（申込完了通知メールが届かない場合は、申込は完了していません。）</p> <p>⑤ 受付事務完了後、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真（最近6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向 縦4cm×横3cmのもの）を貼って試験当日に持参してください。</p> <p>※審査完了通知メールが9月25日（水）午後5時までに到着しない場合には、9月26日（木）に人事課までお問い合わせください          ※申込受付最終日に電子申請サーバーが停止している等の事情により申込みができない場合には、人事課まで電話でお問い合わせください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和6年8月16日（金）～令和6年9月19日（木）          ※初日は午前9時から、最終日は正午までに受信したものを受け付けます。</p>

## 7. 給 与 等

<p>現行初任給 (地域手当込)</p>	<p>児童自立 支援専門員</p>	<p>月額223,517円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合の地域手当含む）          ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>児童生活 支援員</p>	<p>月額208,952円（短大卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合の地域手当含む）          ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>精神保健 福祉相談員</p>	<p>月額216,770円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合の地域手当含む）          ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
	<p>用地事務 専門員</p>	<p>月額248,257円（令和7年4月1日現在で、年齢が30歳、大学卒業後民間企業等において、正職員としての職務経験が8年の場合。奈良市内勤務の場合の地域手当含む）          ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。          ※公共用地取得のための交渉を行った場合は、別途手当の支給があります。</p>
<p>その他手当</p>	<p>住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。</p>	
<p>勤務条件</p>	<p>勤務公署によっては変則勤務になることがあります。</p>	

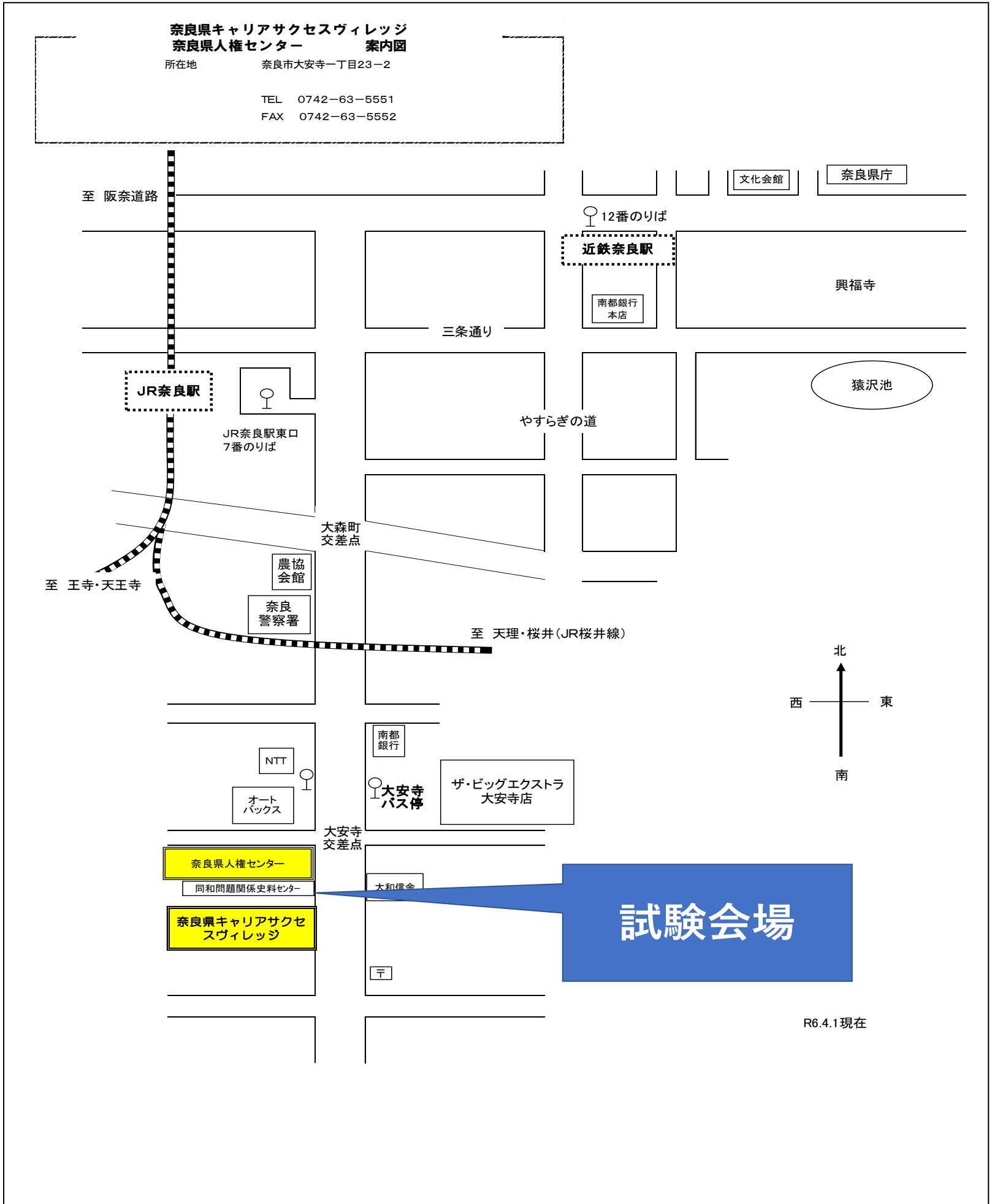
※なお、初任給等は令和6年8月1日現在の条件で表記しています。

※勤務先が上記と異なる場合、適用される給料表や地域手当の支給割合により、上記初任給と異なることがあります。

8. その他

○試験会場の位置図

奈良県キャリアサクセスヴィレッジ・奈良県人権センター周辺の略図



- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間（第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間）、試験の結果（総合得点及び順位）について、個人情報保護法に基づき口頭により開示を請求することができます。  
なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。（ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けしていません）